

県内の成年後見制度利用促進 (権利擁護支援の推進) に関する取組方針について



滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

- 地域共生社会の実現に向けて、権利擁護支援を推進する。
- 成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ・ 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。
 - ・ 成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること。任意後見制度や補助・保佐類型が利用される取組を進めること。不正防止等の方策を推進すること。
- 福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

今後の施策の目標等

- 成年後見制度の見直しに向けた検討、市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討、権利擁護支援策を充実するための検討を行う。また、成年後見制度の運用改善等や、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。
- 工程表やKPI（評価指標）を踏まえて施策に取り組む。

第二期成年後見制度利用促進基本計画の構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
 - (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
 - (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
 - (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
 - (3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和
 - (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

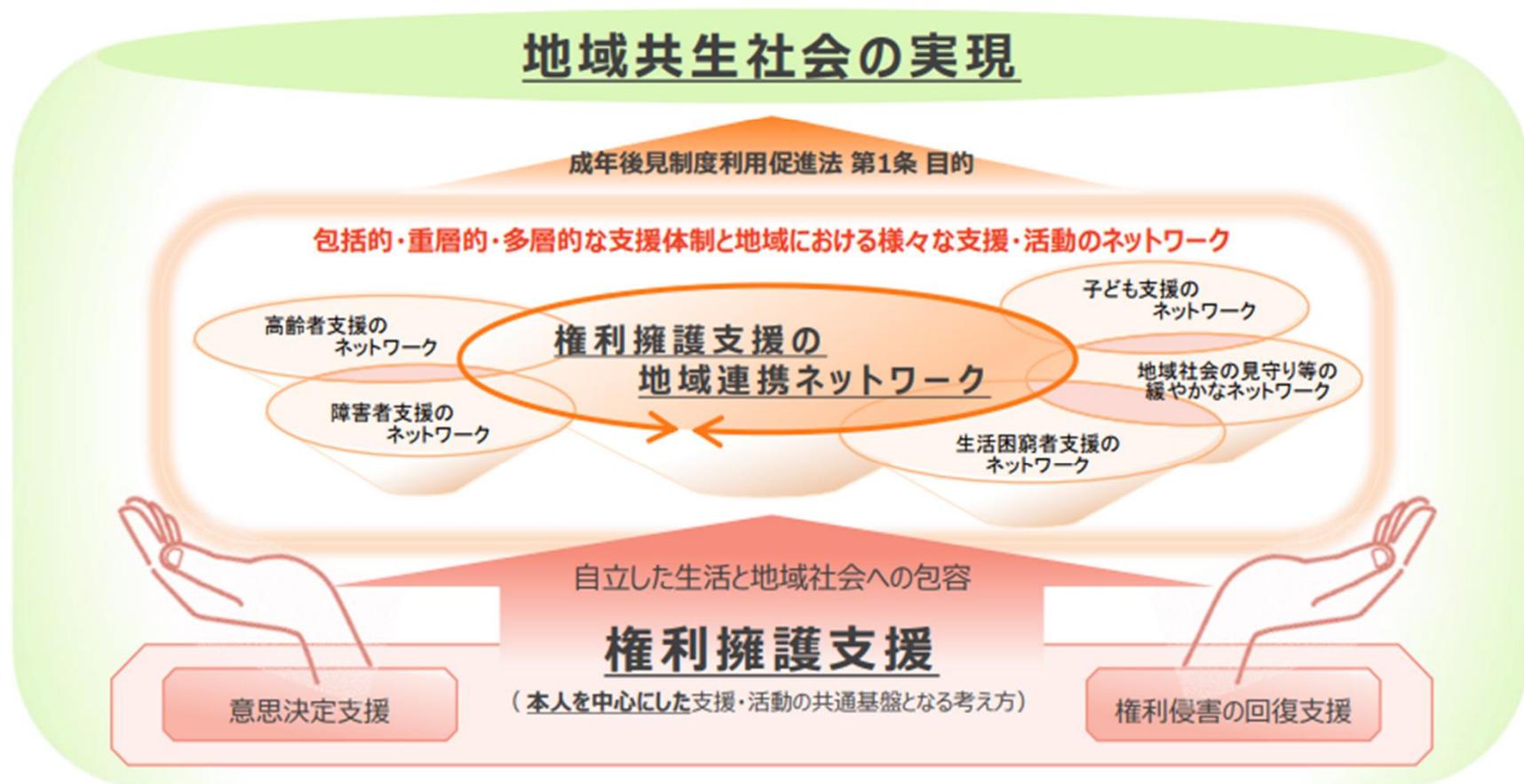
4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標
～ 基本的な考え方：地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進～

- 地域共生社会は、「制度・分野の枠や『支える側』と『支えられる側』という従来を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくこと」を目指すもの。
- 第二期基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進める。



第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要（都道府県の役割）

- 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。
- 具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

県内の状況

●県内市町における成年後見制度利用促進法に基づく計画策定、中核機関・協議会等の設置状況

【令和6年4月1日時点】

| | 市町数 |
|--------------|------|
| 市町村計画策定済み | 18市町 |
| 中核機関整備済み | 16市町 |
| 協議会等の合議体設置済み | 10市町 |

●県内市町における担い手養成の状況

| | 市町数 |
|-------------------|-----|
| 市民後見人を養成をしている市町 | 0市町 |
| 法人後見受任団体を養成している市町 | 0市町 |

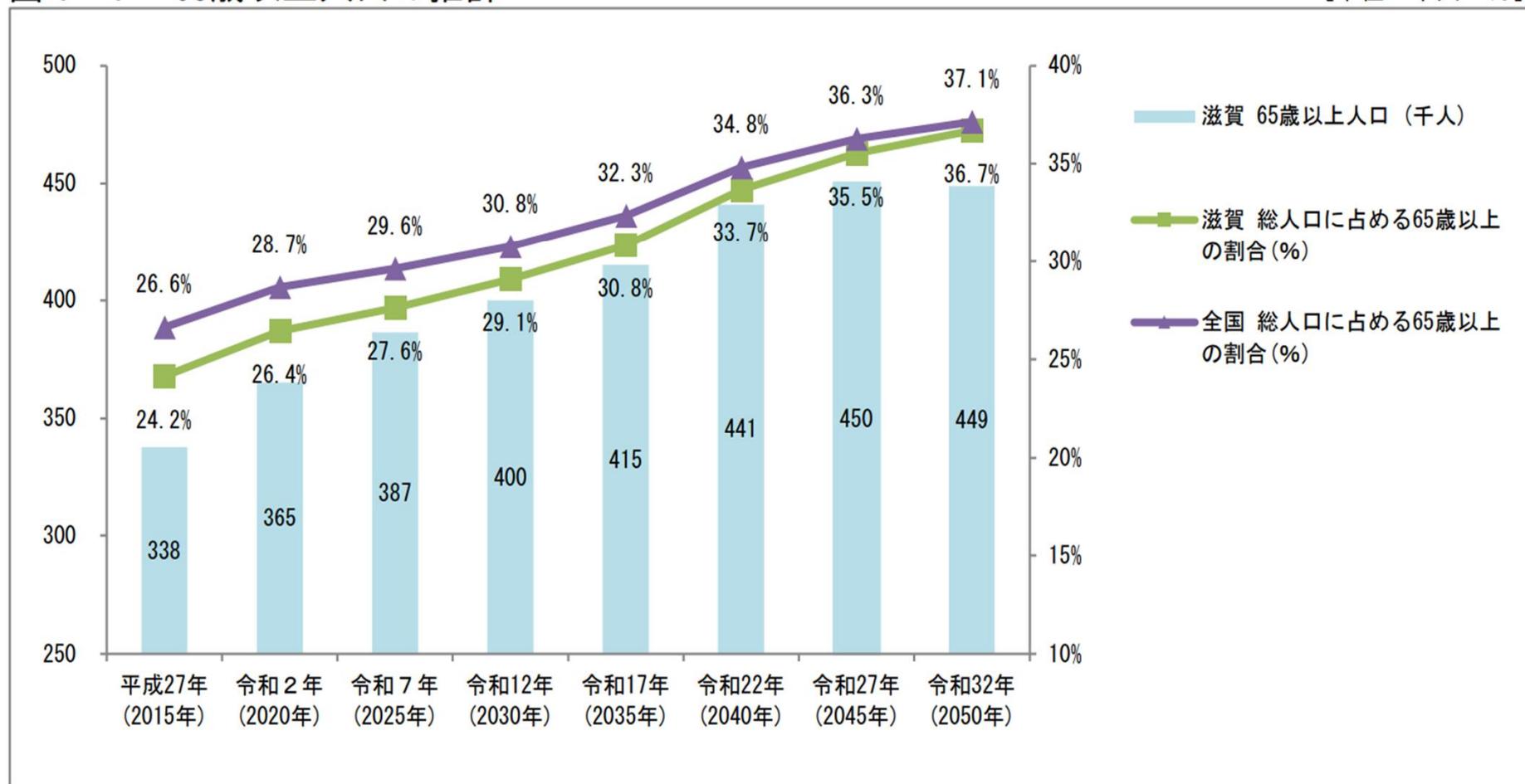


県内の状況

- 滋賀県の人口は、平成27年(2015年)頃をピークに減少局面に入り、今後も減少していくことが見込まれています。
- 65歳以上人口は令和27年(2045年)頃にピークに達する見込み

図1-1 65歳以上人口の推計

[単位：千人・%]



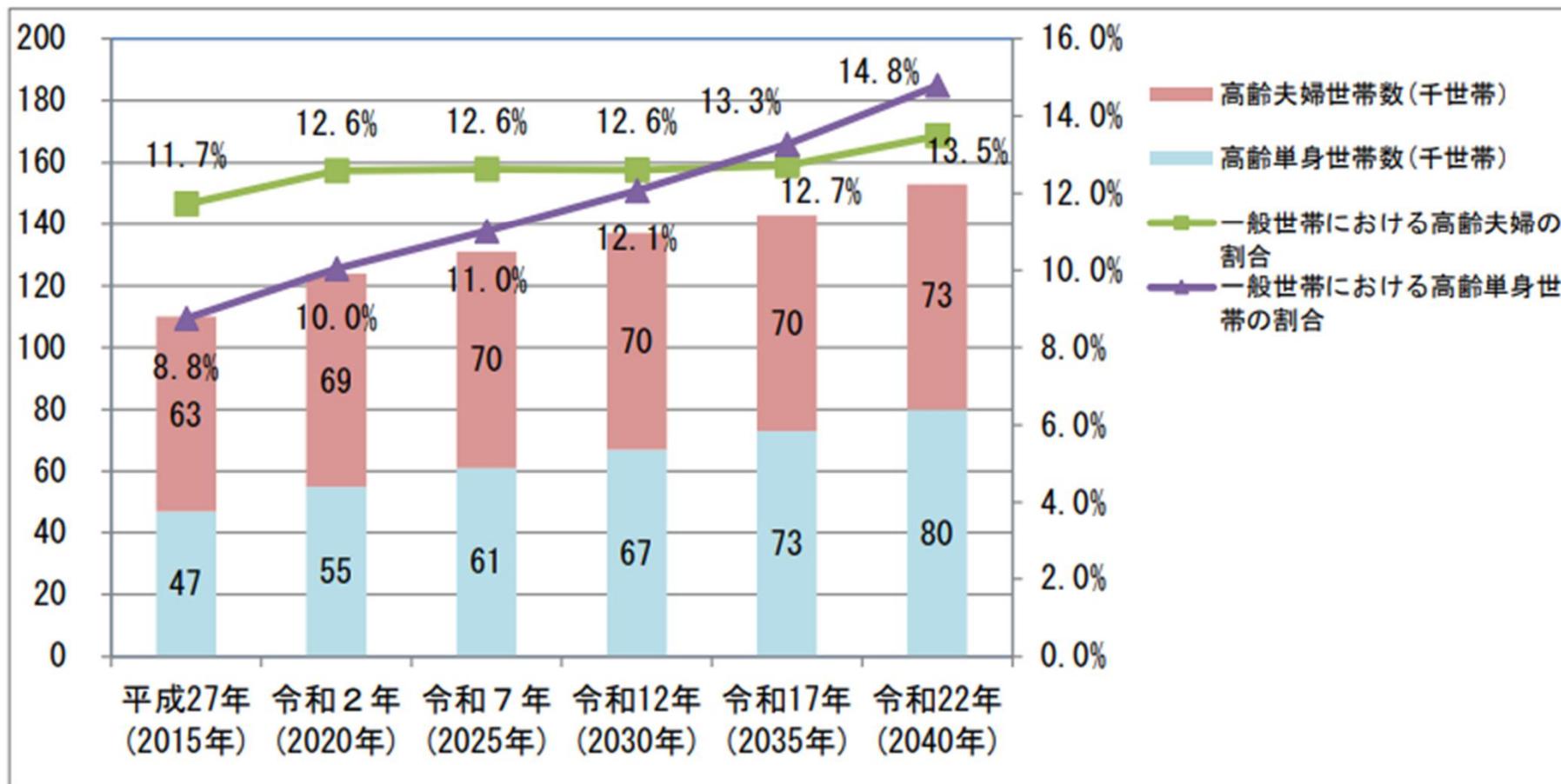
出典：「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」（令和6年3月策定）

県内の状況

○ 一般世帯数は令和12年(2030年)頃をピークに減少に転じるなか、高齢単身世帯は大幅に増加していく見込。

図3-1 滋賀県の高齢者世帯の推計(65歳以上人口)

[単位:千世帯・%]

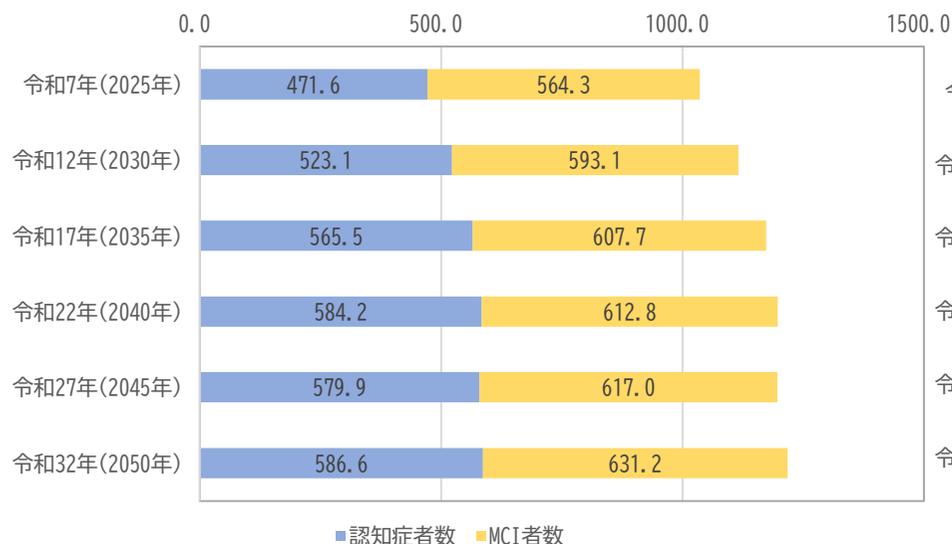


出典:「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」(令和6年3月策定)

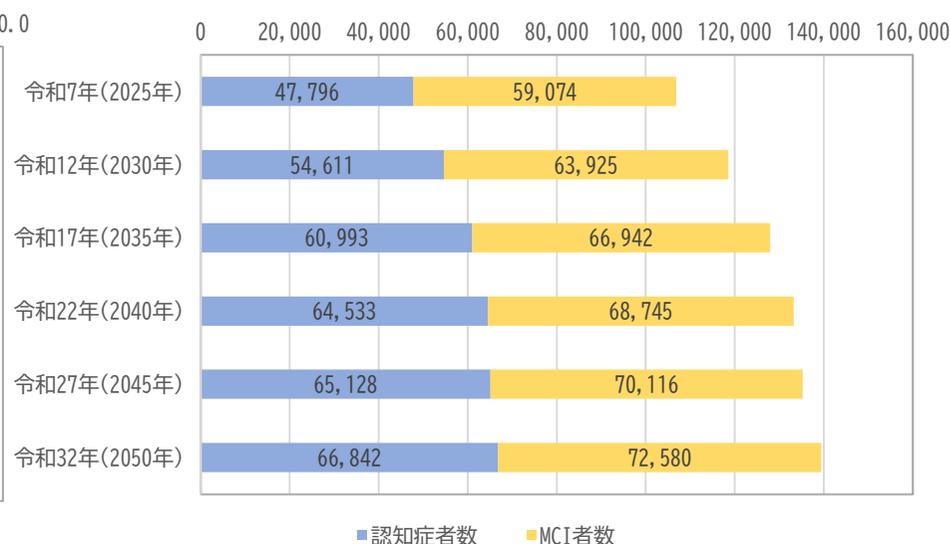
県内の状況

- ・令和6年5月に国の研究班が発表した調査結果をもとに滋賀県の65歳以上の高齢者数を推計。
- ・2040年の認知症高齢者は約6万5千人、おおよそ7人に1人が認知症と推計される。
- ・また、MCI(軽度認知障害)を含めると約13万3千人、おおよそ3人に1人が認知症またはMCI(軽度認知障害)と推計される。

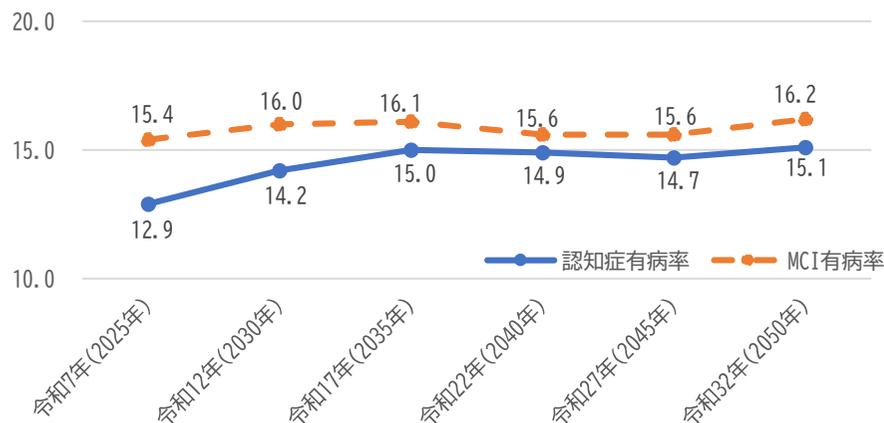
全国の認知症およびMCIの高齢者数の推計(万人)



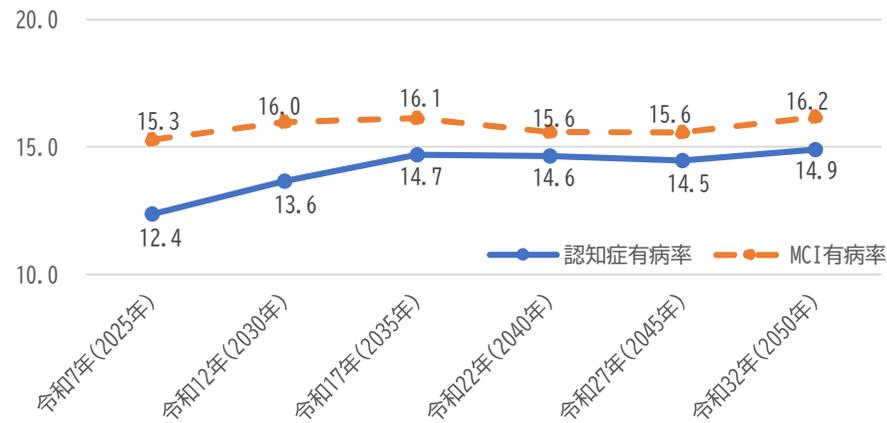
滋賀県の認知症およびMCIの高齢者数の推計(人)



全国の認知症およびMCI有病率(%)

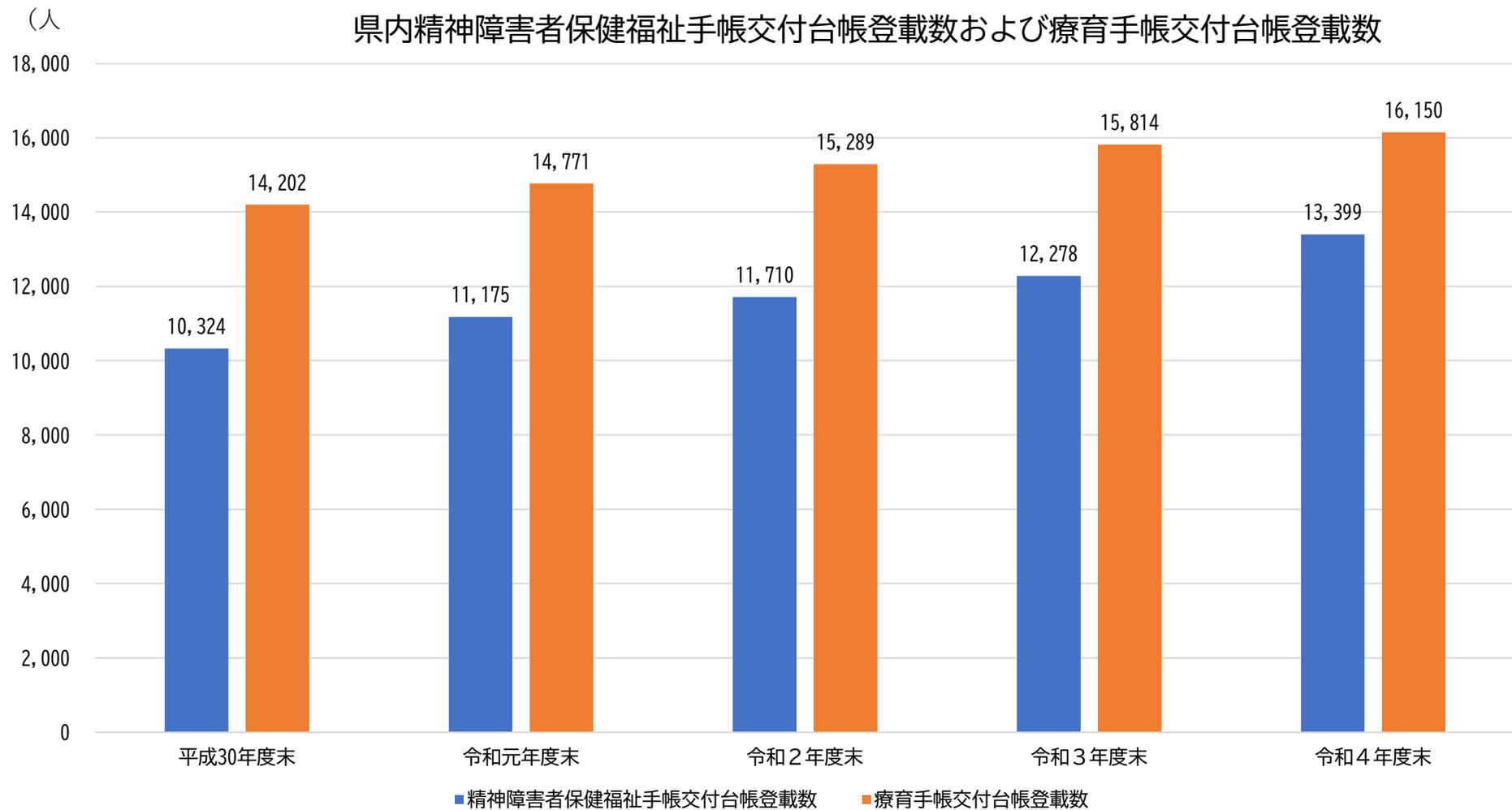


滋賀県の認知症およびMCI有病率(%)



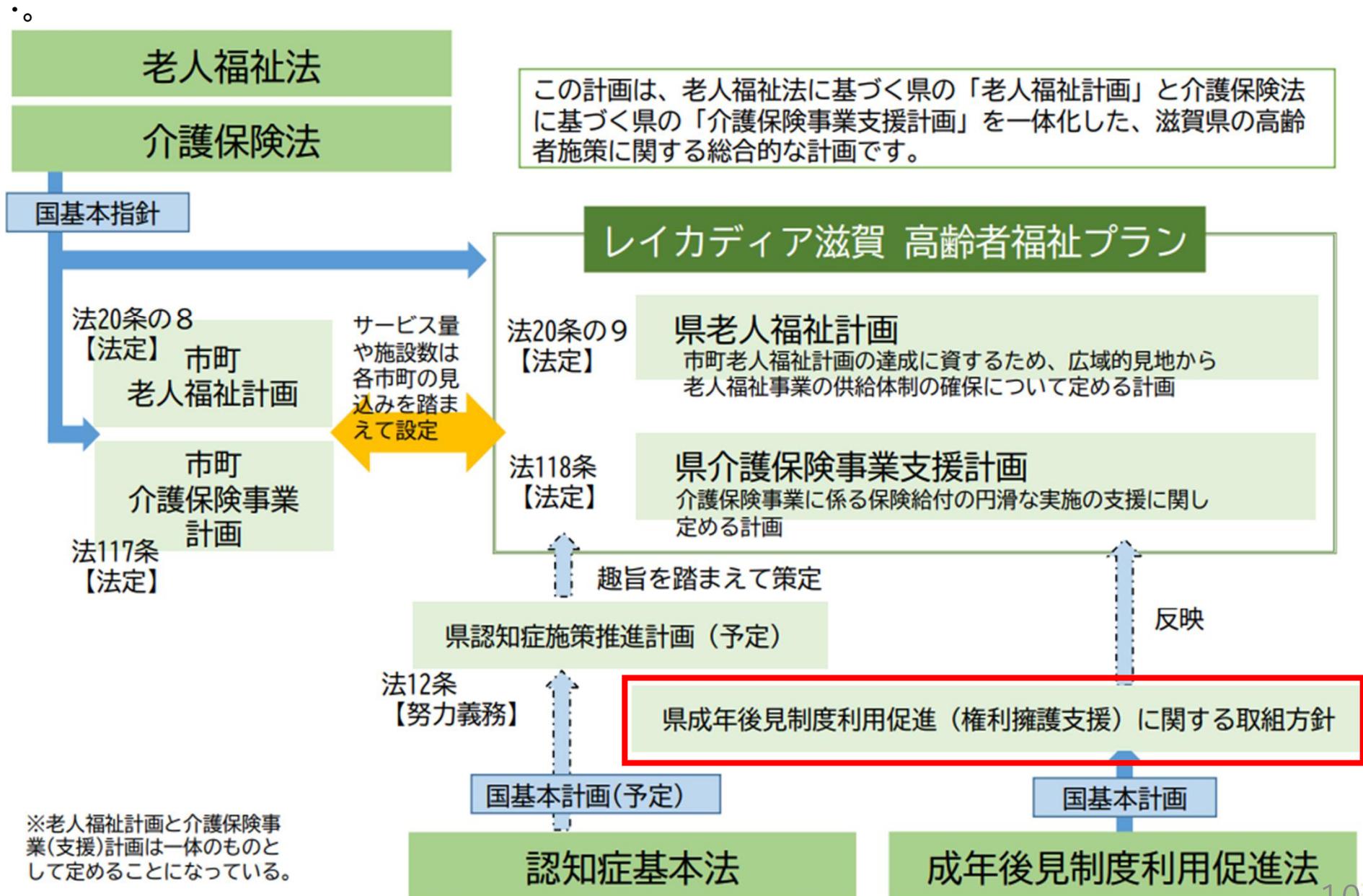
県内の状況

○県内の精神障害者福祉保健手帳、療育手帳登録者は増加傾向



出典：厚生労働省 各年衛生行政報告例「精神障害者福祉保健手帳交付台帳登録数」および福祉行政報告例「療育手帳交付台帳登録数」をもとに滋賀県健康福祉政策課作成

滋賀県における成年後見制度利用促進(権利擁護支援の推進)に関する取組方針



1 目的

権利擁護支援を必要としている人を含む地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、**共に地域社会に参加し自立した生活を送ることができるようにすること**

2 目標

市町における権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化に向けた**広域的観点からの取組推進**により、**権利擁護支援の一層の充実**を図ること

滋賀県における成年後見制度利用促進(権利擁護支援の推進) に関する取組方針

3 現状と課題

- 成年後見制度を利用している認知症高齢者や障害者は増加傾向。
- 後見を担う専門職の数や支援体制には地域差があり、地域によっては専門職の数が少なく、**後見人等の担い手確保が課題**。
- 市民後見人や法人後見受任団体の養成の取組をしている市町はない。

滋賀県における成年後見制度利用促進(権利擁護支援の推進) に関する取組方針

3 現状と課題

- 広域的視点からの後見人等の担い手確保、成年後見制度の利用促進をはじめとする権利擁護支援の取組推進が必要。

(現状)

✓ 適切なアセスメントが行われないまま成年後見制度利用開始される事案

→ 利用者の不安や不満につながっている

✓ 意思決定支援が不十分な事案

→ 利用者本人がメリットを感じられない

成年後見制度の利用にあたっては、成年後見制度以外の権利擁護支援策も含めた検討や、本人の意思を十分に尊重することが必要

4 取組の方針

- 成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護支援に係る取組を推進
- 成年後見制度の利用の検討をはじめとするアセスメント段階からのチームによる支援を重視
- 本人・家族を中心とした関係者間の連携・理解促進を図る

滋賀県における成年後見制度利用促進(権利擁護支援の推進) に関する取組方針

4 取組の方針

(1) 県や圏域単位の協議会の整備・運営

- 県協議会における定期的な情報共有や意見交換、実態把握
- 市町・圏域の協議会への参画、現状や課題の把握、多層的な支援体制の構築
- 広域的課題の解決、関係団体の連携
- 権利擁護支援に関する周知・啓発

4 取組の方針

(2)担い手の確保

➤ 市民後見人の養成

※権利擁護支援に係る幅広い場面での活躍を目的に養成

➤ 法人後見受任団体の育成

➤ 専門職後見人の確保

➤ その他

4 取組の方針

(3)市町や中核機関に対する取組支援

- 圏域の協議会へのオブザーバー参加、他圏域の取組状況の共有や助言等
- 市町村長申立研修の実施
- 意思決定支援研修の実施
- 専門アドバイザーの配置・派遣

參考資料

市民後見人について

- 市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適正に担う。
- 主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、成年後見人等としての活動が開始される。

市民後見人の育成・支援

- 市民後見人として活動するには、地域の自治体や中核機関等が実施する養成講座などの研修を受講し、家庭裁判所から後見人等として選任される必要がある。
- 市民後見人として選任された後も、スムーズな後見活動が継続できるように、定期的に報告や相談を聞き、必要であれば速やかにサポートしていく体制づくりが重要。

◆ 市民後見人の養成状況（R5.4.1時点）

| 養成者数(累計) | 登録者数 | 受任者数 |
|----------|--------|--------|
| 23,323人 | 8,202人 | 1,904人 |

出典：令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

市民後見人として活動するまでの流れ



出典：第1回地域共生社会の在り方検討会議 資料(令和6年6月27日)

法人後見について

- 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うもの。
- 法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行う。担当職員が何らかの理由でその事務を行えなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。

法人後見の活動と意義

- 権利擁護や福祉・法律の知識や技術をもった法人が、成年後見制度の担い手として活動することは、適切な支援ができるというだけでなく、自らが持つネットワークの知見や情報を活用し、素早い対応ができたり、いままで支援してきた人が何らかの理由で支援できなくなった場合に、すぐに代替りの人を選んで支援を引き継いでもらえるというメリットがある。
今後、権利擁護についての知識がある法人の参画が期待される。

◆ 法人後見の実施状況（R5.4.1時点）

| | |
|-------------------|---------|
| 社会福祉協議会 | 770法人 |
| 社会福祉法人 | 40法人 |
| その他の法人(NPO、一般社団等) | 421法人 |
| 計 | 1,231法人 |

出典：令和5年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（厚生労働省）より作成

法人後見に向けた体制づくり

- 法人後見の担当者が代わっても、同じ考え方や姿勢で継続して後見業務が継続できるように、法人内で、権利擁護支援に対する意識統一を図る必要がある。受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な担当職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充など、持続可能な体制づくりが必要。



出典：第1回地域共生社会の在り方検討会議 資料(令和6年6月27日)

成年後見制度の見直しに向けた検討 (中間試案)

令和7年6月
法務省民事局

成年後見制度

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された
①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

現状及び課題

【成年後見制度を取り巻く状況】

高齢化の進展、単独世帯の高齢者の増加等により成年後見制度に対するニーズの増加・多様化が見込まれ、成年後見制度を更に利用しやすくする必要がある。

令和5年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,623万人となり、総人口に占める割合(高齢化率)も29.1%となった。

【成年後見制度に対する主な指摘】

- 利用動機の課題(例えば、遺産分割)が解決しても、判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人には包括的な取消権、代理権があり、本人の自己決定が必要以上に制限される場合がある。
- 本人の状況の変化に応じた成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 任意後見契約の本人の判断能力が低下した後も適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

【成年後見制度に関する国内外の動向】

令和4年 3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定

令和4年10月 障害者権利条約の第1回対日審査に関する障害者権利委員会の総括所見

国内外の動向をも踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う必要

政府方針

第二期成年後見制度利用促進基本計画 (R4.3.25閣議決定 抄)

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

(参考) 障害者の権利に関する条約 (R4.10.7 抄)
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見

28. 一般的意見第1号(2014年) 法律の前にひとしく認められることを想起しつつ、委員会は以下を締約国に勧告する。

- (a) 意思決定を代行する制度を廃止する観点から、全ての差別的な法規定及び政策を廃止し、全ての障害者が、法律の前にひとしく認められる権利を保障するために民法を改正すること。

● 令和6年2月に法制審議会に諮問

諮問第126号

高齢化の進展など、成年後見制度をめぐる諸事情に鑑み、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続やその権利利益の擁護等をより一層図る観点から、成年後見制度の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

- 判断能力が回復しない限り利用をやめることができない。
- 成年後見人の包括的な代理権等により本人の自己決定が必要以上に制限される。
- 成年後見人等の交代が実現せず、本人がそのニーズに合った保護を受けることができない。
- 適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされない。

法定後見の開始の要件、効果等、
法定後見の終了等

必要性を開始の要件とした上で、開始の際に考慮した必要性がなくなれば終了する案などを検討

成年後見人等の解任（交代）等

新たな解任事由を設ける案などを検討

任意後見人の事務の監督開始の
申立権者等

新たな申立権者を設ける案などを検討

法制審議会民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫早稲田大学法学学術院教授）

- 令和6年4月～ 部会において調査審議
- 令和7年5月までに20回開催、うち3回の会議で参考人からヒアリング
- 令和7年6月10日に**中間試案を取りまとめ**。同月25日よりパブリック・コメントの手続を実施（同年8月25日まで）
（第二期成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は**令和4年度～令和8年度**）

ヒアリング

認知症・知的障害・精神障害・発達障害の当事者団体等、障害者支援団体、市区町村、社会福祉協議会、特別養護老人ホーム運営者、国連障害者権利委員会元副委員長